



島根県報

平成22年6月15日（火）

第2,196号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	（　　　　　）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中小企業課）	3
建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部改正	（建築住宅課）	4

【公 告】

平成22年度調理師試験の実施	（健康推進課）	4
クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	（薬事衛生課）	5

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		6
不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し		7
不在者投票を行うことができる施設の指定		7
不在者投票を行うことができる施設の所在地の変更		8

【公安告示】

警備員指導教育責任者講習の実施	（警察本部）	8
-----------------	--------	---

【雑 報】

平成21年度島根県市町村職員共済組合決算	（市町村課）	11
----------------------	--------	----

告 示

島根県告示第410号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成22年6月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
谷村 隆志	消化器内科	松江市立病院	松江市乃白町32-1	平成22年5月27日
梶谷 真司	外科	松江市立病院	松江市乃白町32-1	平成22年5月27日
鞆嶋 美佳	神経内科	松江市立病院	松江市乃白町32-1	平成22年5月27日
福永 典子	リハビリテーション科	松江市立病院	松江市乃白町32-1	平成22年5月27日
多田 裕子	内科	松江市立病院	松江市乃白町32-1	平成22年5月27日
前田 勉	整形外科	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1-2	平成22年5月27日
井上 義明	循環器内科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成22年5月27日
太根 ゆさ	眼科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成22年5月27日
松岡 宏至	内科	済生会江津総合病院	江津市江津町1016-37	平成22年5月27日
門脇 秀和	内科	済生会江津総合病院	江津市江津町1016-37	平成22年5月27日
川口 亜佐子	眼科	公立雲南総合病院	雲南市大東町飯田96-1	平成22年5月27日
加藤 誠一	内科	医療法人一陽会加藤医院	仁多郡奥出雲町三成358-6	平成22年5月27日
西村 和史	整形外科	隠岐広域連立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成22年5月27日
河野 通快	整形外科	隠岐広域連立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成22年5月27日
富長 岳史	眼科	隠岐広域連立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成22年5月27日

島根県告示第411号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成22年6月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
みどり薬局	出雲市大津新崎町2丁目15番地	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成22年6月1日
平安堂薬局渡橋店	出雲市渡橋町334番地1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成22年6月1日
もちだの郷訪問看護ステーション	松江市東持田町520番地1	更生医療 精神通院医療	平成22年6月1日

島根県告示第412号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成22年 6 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

藤増ストアー古志店・コメリハードアンドグリーン古志店 島根県出雲市古志町1052番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

有限会社藤増ストアー 代表取締役 藤江玲子 島根県出雲市知井宮町973番地

株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎 新潟県新潟市南区清水4501番地 1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

有限会社藤増ストアー 代表取締役 藤江玲子 島根県出雲市知井宮町973番地

株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎 新潟県新潟市南区清水4501番地 1

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成23年 2 月 1 日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,857.46平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項**ア 駐車場の位置及び収容台数**

店舗所在地内 67台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

店舗所在地内 18台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物内 158.74平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内 13.46立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項**ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻**

有限会社藤増ストアー（開店時刻）午前8時30分 （閉店時刻）午後8時

株式会社コメリ （開店時刻）午前9時 （閉店時刻）午後8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時から午後8時30分

（コインランドリー前の一部については24時間）

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

店舗敷地内 3か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時

- 2 届出年月日
平成22年 5 月31日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
出雲市産業観光部産業振興課（島根県出雲市今市町70）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
 - (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第413号

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成19年島根県告示第447号）の一部を次のように改正し、平成22年 6 月15日から施行する。

平成22年 6 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2号中「平成22年 6 月19日」を「平成25年 6 月19日」に改める。

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成22年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成22年 6 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 試験日時
平成22年 9 月29日（水）13時から15時まで
- 2 試験会場
 - 松江市殿町 島根県民会館
 - 浜田市片庭町 浜田合同庁舎
 - 隠岐郡隠岐の島町 隠岐合同庁舎
- 3 試験科目
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論
- 4 受験資格
次の学歴及び業務経験を有している者
 - (1) 学歴

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 業務経験

多数人に対して飲食物を調理して供与する施設（継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与するものであること。）又は営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）において、2年以上調理の業務に従事した者

5 受験手続及び提出書類

(1) 受験願書等の請求

受験願書等の関係用紙は、住所地を管轄する保健所健康増進グループ又は島根県健康福祉部健康推進課に請求すること。

受験願書等の関係用紙を郵便で請求する場合は、郵便事故等による未着を防ぐため、書留、簡易書留等記録の残る郵送方法が好ましい。また、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、440円（簡易書留料金を含む。）分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒（角2サイズ）を必ず同封すること。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所又は県外に住所を有する者にあつては島根県健康福祉部健康推進課に提出すること。

ア 調理師試験願書

イ 調理業務従事証明書

ウ 学歴証明書

エ 戸籍抄本（学歴証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合）

(3) 受験手数料

6,100円（島根県収入証紙で納入すること。）

(4) 受験願書等の提出期間

平成22年7月12日（月）から平成22年7月26日（月）まで（郵送の場合は、平成22年7月26日（月）までの消印のあるものに限る。）

6 受験票の送付

受験資格を審査した後、平成22年8月18日（水）頃に送付する。

7 合格者の発表

平成22年11月1日（月）午前10時に県庁前掲示板及び各保健所に掲示するとともにその受験番号を島根県のホームページに登載する。また、同日以後に合格証を送付する。

8 その他

受験手続その他この試験に関する問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部健康推進課にすること。

なお、郵便で問い合わせるときは、必ずあて先明記の返信用封筒を同封すること。

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、クリーニング業法施行細則（昭和46年島根県規則第53号）第12条第2項の規定により公告する。

平成22年6月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 研修及び講習の主催者

財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋6丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人島根県生活衛生営業指導センター

島根県松江市大輪町420番地1

3 研修又は講習の種類等

(1) 第1型研修

開催年月日	会 場 名	所 在 地
平成22年9月5日	パルメイト出雲	出雲市今市町2065
平成22年10月24日	いわみーる	浜田市野原町1826-1

(2) 第1型講習

開催年月日	会 場 名	所 在 地
平成22年9月5日	パルメイト出雲	出雲市今市町2065
平成22年10月24日	いわみーる	浜田市野原町1826-1

(3) 第2型研修

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成22年7月1日	平成22年7月31日	平成22年9月30日

(4) 第2型講習

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成22年8月1日	平成22年8月31日	平成22年10月31日

4 受講料

第1型研修 5,000円

第1型講習 4,500円

第2型研修 5,000円

第2型講習 4,500円

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成22年6月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,909
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 165,909
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

八束選挙区	3,825
仁多選挙区	4,209
簸川選挙区	7,462
邑智選挙区	6,245
鹿足選挙区	4,506
隠岐選挙区	6,282
松江選挙区	52,062
浜田選挙区	16,586
出雲選挙区	39,314
益田選挙区	14,050
大田選挙区	11,059
安来選挙区	11,814
江津選挙区	7,347
雲南・飯石選挙区	13,728

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
- 165,909

島根県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成22年 6 月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
三笠記念病院	邑智郡邑南町上田所39番地 5	平成22年 4 月 1 日

島根県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成22年 6 月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
ケアセンター三笠	邑智郡邑南町上田所39番地 5	平成22年 4 月 1 日
軽費老人ホームサン・フラワー苑	松江市野原町585番地	平成22年 6 月 4 日

島根県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成22年6月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	浜田市黒川町3748	所在地	浜田市浅井町777番12

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第60号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により告示する。

平成22年6月15日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実 施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「新規取得講習1号」という。）	平成22年9月14日（火）から同月24日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）	9：00～17：00 （9月21日及び同月22日は18：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「新規取得講習2号」という。）	平成22年9月14日（火）から同月22日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）	9：00～17：00	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「新規取得講習3号」という。）	平成22年9月14日（火）から同月22日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）	9：00～17：00	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「新規取得講習4号」という。）	平成22年9月14日（火）から同月22日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）	9：00～17：00 （9月22日は12：00まで）	

3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「追加取得講習1号」という。）	平成22年9月17日（金）	13：00～17：00	松江市殿町158番地 島根県民会館
	同月21日（火）から24日（金）まで（国民の祝日を除く。）	9：00～18：00 （9月24日は17：00まで）	
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「追加取得講習2号」という。）	平成22年9月17日（金）	13：00～17：00	
	同月21日（火）及び22日（水）	9：00～17：00	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「追加取得講習3号」という。）	平成22年9月17日（金）	13：00～17：00	
	同月21日（火）及び22日（水）	9：00～17：00	
法第2号第1項第4号に規定する警備業務（以下「追加警備業務4号」という。）	平成22年9月17日（金）	13：00～17：00	
	同月21日（火）	9：00～17：00	

4 講習定員

- (1) 新規取得講習1号及び新規取得講習2号
15名程度
- (2) 新規取得講習3号及び新規取得講習4号
5名程度
- (3) 追加取得講習1号及び追加取得講習2号
10名程度
- (4) 追加取得講習3号及び追加取得講習4号
5名程度

5 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受け

ている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手続に関する事項

(1) 受付期間

平成22年 7 月 5 日（月）から同月16日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時まで。ただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の警察署

(3) 提出書類

ア 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通（写真（申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 5 の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各 1 通

(ア) 5(1)アに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 5(1)イに該当する者

5(1)イに掲げる合格証明書の写し

(ウ) 5(1)ウに該当する者

5(1)ウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 5(1)エに該当する者

5(1)エに掲げる 1 級の検定に係る旧検定規則第 8 条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(オ) 5(1)オに該当する者

5(1)オに掲げる 2 級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し 1 通

エ 代理人が提出する場合にあつては、申込者本人の委任状

(4) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書にはり付けて納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書を受理した後は申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

ア 新規取得講習 1 号 47,000円

イ 新規取得講習 2 号 38,000円

ウ 新規取得講習 3 号 38,000円

エ 新規取得講習 4 号 34,000円

オ 追加取得講習 1 号 23,000円

カ 追加取得講習 2 号 14,000円

キ 追加取得講習 3 号 14,000円

ク 追加取得講習 4 号 10,000円

7 講習の委託

講習は、社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前 8 時30分から午前 8 時50分までの間、追加取得講習にあつては講習初日の午後 0 時30分から午後 0 時50分までの間に講習の受付を行う。

9 問い合わせ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3033）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

雑**報**

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、平成21年度決算の要旨を公告する。

平成22年6月15日

島根県市町村職員共済組合 理事長 松 浦 正 敬

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金 管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	
収 入	負担金	2,791,647	9,379,296		98,925	195,977				
	掛金	2,831,648	4,822,754			193,422				
	施設収入・ 商品売上						368,217			
	利息及び 配当金	905		152,598	743	9,085	15	404,894	169,798	1,614
	その他の収入	311,555			39,353	3,595	239	23,033	13,046	39,465
	他経理から 繰入				18,220		95,000			
	前年度 支払準備金	456,972								
	計	6,392,727	14,202,050	152,598	157,241	402,079	463,471	427,927	182,844	41,079
支 出	給付	3,034,096								
	役職員給与				80,920	17,929	154,787	34,558	4,498	17,996
	旅費・事務費				6,318	4,196	1,339	7,170	1,001	3,498
	商品仕入						30,106			
	飲食材料費						82,841			
	委託費				3,313	1,379	27,883	5,850	459	1,334
	支払利息			152,598			694	231,591	149,649	
	連合会払込金	422,266	14,202,050		43,955	106			11,524	
	老人保健 拠出金	62								
	退職者給付 拠出金	190,775								
	前期高齢者 納付金	1,116,894								
後期高齢者 支援金	1,025,496									
病床転換	835									

支 援 金									
介 護 納 付 金	357,095								
他 経 理 へ 繰 入	18,220				45,000				50,000
そ の 他 の 支 出	7,459			20,709	126,340	115,613	13,503	13,154	10,626
次 年 度 支 払 準 備 金	465,688								
計	6,638,886	14,202,050	152,598	155,215	194,950	413,263	292,672	180,285	83,454
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	△246,159	0	0	2,026	207,129	50,208	135,255	2,559	△42,375

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	預 託 金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	
資 産	流 動 資 産	694,497	763,427	315,473	144,060	1,991,281	110,628	4,100,468	50,633	290,230
	固 定 資 産			5,880,663	518	142	688,333	21,822,995	5,967,277	46
資 産 合 計		694,497	763,427	6,196,136	144,578	1,991,423	798,961	25,923,463	6,017,910	290,276
負 債	流 動 負 債	235,742	763,427		5,524	16,511	225,636	23,514,802	279	90,221
	固 定 負 債	465,688		6,196,136	38,113	29,562	171,376	56,212	5,924,847	28,827
	負 債 合 計	701,430	763,427	6,196,136	43,637	46,073	397,012	23,571,014	5,925,126	119,048
資 本	資 本 剰 余 金						269,278			
	利 益 剰 余 金	5,483			100,941	1,945,350	132,671	2,352,449	92,784	171,228
	欠 損 金	△12,416								
	資 本 合 計	△6,933	0	0	100,941	1,945,350	401,949	2,352,449	92,784	171,228
負 債 ・ 資 本 合 計		694,497	763,427	6,196,136	144,578	1,991,423	798,961	25,923,463	6,017,910	290,276